

## 厚生労働大臣が定める掲示事項

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

以下の施設基準に適合している旨、四国厚生支局に届出を行っています。

- 外来後発医薬品使用体制加算
- 運動器リハビリテーション料(II)
- 酸素の購入単価

(2024年11月1日時点)